

別表様式（用紙の大きさは日本標準規格B列八番によるものとする）
表
面

第号

官 氏
名

企業再建整備法に基く検査証

省印

昭和年月日

省

裏面

企業再建整備法第四十九条 主務大臣は、必要があると認めるときには、特別経理株式会社に対して、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、この法律施行に關し、必要があると認めるときには、関係者から報告をとり、又は当該官吏に、必要な場所に臨檢し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を臨検させることができる。

前項の規定により、当該官吏が臨檢検査する場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときはこれを呈示しなければならない。

第二項の臨檢検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

企業再建整備法第五十七条 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万元以下の罰金に処する。

- 一 第四十二条第二項の規定による命令に違反した者
- 二 第四十九条第二項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をした者
- 三 正當な事由がなく第四十九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者